

公立大学法人青森公立大学定款

目次

- 第一章 総則（第一条 第七条）
- 第二章 役員及び理事会（第八条 第十八条）
- 第三章 審議機関
 - 第一節 経営審議会（第十九条 第二十一条）
 - 第二節 教育研究審議会（第二十二条 第二十四条）
- 第四章 業務の範囲及びその執行（第二十五条・第二十六条）
- 第五章 資本金等（第二十七条・第二十八条）
- 第六章 委任（第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・統合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第二条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第三条 法人は、第一条の目的を達成するため、青森公立大学（第十九条第二項第五号を除き、以下「大学」という。）を青森市に設置する。

（設立団体）

第四条 法人の設立団体は、青森市とする。

（事務所の所在地）

第五条 法人は、事務所を青森市に置く。

（法人の種別）

第六条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第七条 法人の公告は、青森市役所掲示場に掲示して行う。

第二章 役員及び理事会

（役員の定数）

第八条 法人に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人及び監事二人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第十八条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第十五条に規定する理事会の議を経なければならない。
- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は青森市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第十条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命等）

第十一条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

- 2 学長を選考するため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、委員六人で組織し、選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次の各号に掲げる者各三人により構成する。
 - 一 第十九条第二項第二号から第五号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する経営審議会において選出された者
 - 二 第二十二條第二項第二号から第五号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 6 委員には、第十九条第二項第五号に掲げる経営審議会の委員が含まれるようにしなければならない。
- 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 第五項から前項までの規定に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第十二条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第十三条 監事は、市長が任命する。

（役員の任期）

第十四条 理事長の任期は、四年とする。

- 2 副理事長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、法人の規程で定める。
- 3 理事の任期は、四年とする。

4 監事の任期は、二年とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第十二条第二項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

(理事会の設置及び構成)

第十五条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第十六条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第十七条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第十八条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見(法第七十八条第三項の規定により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。)及び年度計画(法第二十七条第一項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。)に関する事項

二 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

三 学則、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 職員の人事及び評価に関する事項

七 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

八 その他理事会が定める重要事項

第三章 審議機関

第一節 経営審議会

(設置及び構成)

第十九条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる者(以下この節において「委員」という。)により構成する。

一 理事長

二 副理事長

三 理事

四 理事長が指名する職員

五 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者

3 前項第五号に掲げる委員の数は、二人とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、第二項第一号から第三号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第二十条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第二項第二号から第五号までに掲げる委員の三分の一以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第二十一条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

二 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

三 学則(法人の経営に関する部分に限る。) 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

七 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

八 その他法人の経営に関する重要事項

第二節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第二十二条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる者(以下この節において「委員」という。)により構成する。

一 学長

二 学部長

三 学長が指名する理事

四 学長が定める研究科その他の教育研究上の重要な組織の長

五 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、前項第一号から第四号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第二十三条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、前条第二項第二号から第五号までに掲げる委員の三分の一以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第二十四条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

二 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの

三 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

五 大学、学部、学科その他の教育研究に係る重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 教員の人事及び評価に関する事項

七 教育課程の編成に関する方針に係る事項

八 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

九 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

十 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

十一 その他大学の教育研究に関する重要事項

第四章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第二十五条 法人は、次に掲げる業務を行う。

一 大学を設置し、これを運営すること。

二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四 地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。

五 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第二十六条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第五章 資本金等

(資本金)

第二十七条 法人の資本金については、別表第一及び別表第二に掲げる資産を青森市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として青森市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第二十八条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を青森市に帰属させる。

第六章 委任

(規程への委任)

第二十九条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命に関する特例)

2 法人の成立後最初の学長の任命は、第十一条第三項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行うものとする。

(最初の学長の任期に関する特例)

3 法人が設置する大学の設置後最初の学長の任期は、第十四条第二項の規定にかかわらず、三年とする。

(最初の教育研究審議会の委員に関する特例)

4 法人の成立後最初の教育研究審議会は、第二十二条第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる委員により構成する。

別表第一（第二十七条関係）

資産の種別	所在地	現況地目	地積 (平方メートル)
土地	青森市大字合子沢字山崎 152 番 6	原野	178,176.00
	青森市大字合子沢字山崎 152 番 8	原野	10,408.00
	青森市大字合子沢字山崎 152 番 9	原野	35,585.00
	青森市大字合子沢字山崎 153 番 1	原野	56,381.00
	青森市大字合子沢字山崎 153 番 2	原野	11,020.00
	青森市大字合子沢字山崎 153 番 3	原野	16,085.00
	青森市大字合子沢字山崎 153 番 4	原野	26,230.00
	青森市大字合子沢字山崎 153 番 6	原野	5,644.00
	青森市大字合子沢字山崎 153 番 8	原野	6,051.00
	青森市大字合子沢字山崎 156 番 46	原野	107.00
	青森市大字合子沢字山崎 156 番 47	原野	894.00
	青森市大字合子沢字山崎 156 番 48	原野	1,500.00
	青森市大字合子沢字山崎 186 番 36	原野	31,483.00
	青森市大字合子沢字山崎 186 番 108	原野	3,988.00
	青森市大字合子沢字山崎 186 番 109	原野	3.65
	青森市大字合子沢字山崎 186 番 110	原野	13.00
	青森市大字合子沢字山崎 186 番 112	原野	12,948.00
	青森市大字合子沢字山崎 186 番 114	原野	950.00
	青森市大字合子沢字山崎 220 番 2	原野	2,592.00
	青森市大字合子沢字山崎 220 番 86	原野	3,371.00
	青森市大字合子沢字山崎 220 番 110	原野	1,381.00
	青森市大字合子沢字山崎 220 番 111	原野	950.00
	青森市大字合子沢字山崎 220 番 112	原野	380.00
青森市大字合子沢字山崎 220 番 113	原野	1,228.00	

青森市大字合子沢字山崎 220 番 114	原 野	1,465.00
青森市大字合子沢字山崎 222 番 2	原 野	2,176.00
青森市大字合子沢字山崎 223 番 2	原 野	1,264.00
青森市大字合子沢字山崎 223 番 5	原 野	2.25
青森市大字合子沢字山崎 324 番 1	原 野	2,064.00
青森市大字合子沢字山崎 324 番 2	原 野	675.00
青森市大字横内字桜峰 122 番 155	山 林	4,384.00
青森市大字横内字桜峰 122 番 283	山 林	848.00
青森市大字雲谷字山吹 92 番 21	原 野	40,064.00
青森市緑一丁目 8 番 9	宅 地	1,803.29
青森市緑一丁目 13 番 6	宅 地	1,038.57
青森市緑二丁目 17 番 4	宅 地	1,783.28
青森市桂木三丁目 25 番 32	宅 地	670.96

別表第二（第二十七条関係）

資産の種別	施設名称	所在地	構造	延べ床面積 (平方メートル)
建 物	校舎棟	青森市大字合子沢字山崎 153 番地 4 ほか	鉄筋コン クリート 造陸屋根 5 階建	13,769.08
	体育館棟	青森市大字合子沢字山崎 152 番地 9	鉄筋コン クリート 造陸屋根 2 階建	3,610.92
	大学院棟	青森市大字合子沢字山崎 153 番地 1 ほか	鉄筋コン クリート 造陸屋根 3 階建	2,876.78
	交流会館	青森市大字合子沢字山崎 153 番地 1 ほか	鉄筋コン クリート 造陸屋根 3 階建	4,414.22
	交流会館講堂	青森市大字合子沢字山崎 152 番地 6 ほか	鉄筋コン クリート 造陸屋根 3 階建	1,935.67

国際交流ハウス	青森市大字雲谷字山吹 92 番地 21	木造 亜鉛 メッキ鋼 板葺 2 階 建	1,679.00
国際芸術センター -青森	青森市大字合子沢字山崎 153 番地 1 ほか	鉄筋コン クリート 造陸屋根 2 階建	3,604.88
教員宿舎 共同住宅一号棟	青森市緑一丁目 8 番地 9	鉄筋コン クリート 造陸屋根 2 階建	1,961.60
教員宿舎 共同住宅二号棟	青森市緑二丁目 17 番地 4	鉄筋コン クリート 造陸屋根 2 階建	1,076.20
教員宿舎 共同住宅三号棟	青森市桂木三丁目 25 番地 32	鉄筋コン クリート 造陸屋根 2 階建	587.52
教員宿舎 共同住宅四号棟	青森市緑一丁目 13 番地 6	鉄筋コン クリート 造陸屋根 2 階建	824.88
教員宿舎 学長舎	青森市緑二丁目 17 番地 4	木造 亜鉛 メッキ鋼 板葺 平家 建	194.40